

## 山口市要介護認定関係情報資料提供に係る取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき介護サービス計画の円滑な作成及び介護サービスの適正な利用の促進を図ることを目的とし、山口市が行う要介護及び要支援認定(以下「要介護認定」という。)に係る関係資料（以下「資料」という。）を、本人の同意がある場合において、提供する場合の適正な取扱いを定めるものとする。

### (提供対象資料)

第2条 提供する資料は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 介護認定審査会資料
- (2) 訪問調査特記事項
- (3) 主治医意見書
- (4) 介護認定判定結果（二次判定結果）

### (開示請求者)

第3条 この要綱により資料を開示請求できる者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 前条の資料に係る被保険者（以下「本人」という。）
- (2) 本人が成年被後見人である場合の成年後見人
- (3) 本人を介護している家族（以下「介護者等」という。）のうち次に掲げるもの
  - ア 本人の配偶者
  - イ 本人の父母
  - ウ 本人の子
  - エ 本人と住民基本台帳上同一世帯にいる者
- (4) 次のアからケまでに該当するもの（以下「事業者」という。）
  - ア 本人と居宅サービス計画の作成について契約している（契約予定を含む。）指定居宅介護支援事業者
  - イ 本人と介護予防サービス計画の作成について契約している（契約予定を含む。）指定介護予防支援事業者
  - ウ 本人と施設サービスについて契約している（契約予定を含む。）指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院又は指定介護療養型医療施設
  - エ 本人と認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の提供について契約している（契約予定を含む。）事業者
  - オ 本人と特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の提供について契約している（契約予定を含む。）事業者

カ 本人と地域密着型特定施設入居者生活介護の提供について契約している（契約予定を含む。）事業者

キ 本人と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供について契約している（契約予定を含む。）事業者

ク 本人と小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護の提供について契約している（契約予定を含む。）事業者

ケ 本人と複合型サービスの提供について契約している（契約予定を含む。）事業者

コ 本人と介護予防ケアマネジメントについて契約している（契約予定を含む。）地域包括支援センター

（資料提供の制限）

第4条 この要綱による資料提供は、第1条に定める目的に利用する場合に限り行うことができる。

2 主治医意見書は、主治医の同意があるものについて資料提供することができる。

3 介護者等又は事業者には、本人の同意がある資料に限り提供することができる。

（資料提供の方法等）

第5条 資料提供の方法は、窓口での資料の提示によるものとする。ただし、開示請求者から資料交付申請書（別紙様式1、2、3又は4）により資料の提供依頼が行われた場合は、資料のコピーを窓口又は郵送により提供することができるものとする。

2 開示請求のあった資料に、提供できないものがあるときは、その旨を開示請求者に回答するものとする。

（開示請求者等の確認）

第6条 この要綱により資料の開示請求をしようとする者については、次の事項を確認しなければならない。

（1）本人による開示請求の場合

開示請求者の確認

（2）成年後見人による申請の場合

ア 開示請求者の確認

イ 開示請求者が本人の成年後見人であることの確認

（3）介護者等による申請の場合

ア 開示請求者の確認

イ 開示請求者が本人の介護者等であることの確認

（4）事業者による申請の場合

次のア、イ及びウに掲げる全ての事項（第5条第1項の規定により資料のコピーを郵送

する場合はイの事項のみ)

ただし、山口市に対して提出済みの居宅サービス計画作成依頼届出書又は介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書に記載された事業者については、ア及びウの事項

ア 開示請求者の確認

イ 本人と事業者が契約関係にあること（契約予定を含む。）を表す書類の確認

ウ 開示請求者が当該事業者に所属していることの確認

2 前項に規定する事項は、次に掲げる書類で確認する。なお、窓口申請の場合は原本の提示によることとし、郵送申請の場合は写しの提出によることとする。

(1) 開示請求者の確認

運転免許証、住民基本台帳カード、旅券（パスポート）等開示請求者であることを証明できる公的な顔写真付きの証明書1点（顔写真付きの証明書がない場合は、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、社員証・学生証、預金通帳等で氏名が確認できるもの2点以上）

(2) 開示請求者が本人の成年後見人であることの確認

戸籍謄本（抄本）、住民票の写し、住民票記載事項証明書、後見に関する登記事項証明書、家庭裁判所の証明書又は法定代理人であることを確認することができる書類

(3) 開示請求者が本人の介護者等であることの確認

開示請求者と本人の関係が確認できる戸籍謄本（抄本）若しくは住民票（本市の住民登録により関係が確認できる場合は不要）及び本人の介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書、却下通知書若しくは本人の介護保険被保険者証などの、通常は本人が所持し、かつ、それを人に預ける場合は、本人が信頼を寄せている者に限られると考えられる公的な書類

(4) 事業者が本人と契約関係にあることの確認

サービス提供契約書等

(5) 開示請求者が当該事業者に所属していることの確認

従業員証等当該事業者に所属していることを証明することができる書類

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、資料の開示に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月30日の翌日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

# 資料交付申請書

山口市長 様

申請者 事業所住所

事業所名

担当者名

電話番号

下記の被保険者に係る居宅サービス計画作成又は介護予防ケアマネジメントに必要なため資料の交付を申請します。

被保険者番号	被保険者名	希望資料	要介護度区分	認定期間
	(ふりがな)	調査・主治医・特記・結果	要支援< > 要介護< > ○認定結果がでていない	年 月 日から 年 月 日まで
	(ふりがな)	調査・主治医・特記・結果	要支援< > 要介護< > ○認定結果がでていない	年 月 日から 年 月 日まで
	(ふりがな)	調査・主治医・特記・結果	要支援< > 要介護< > ○認定結果がでていない	年 月 日から 年 月 日まで
	(ふりがな)	調査・主治医・特記・結果	要支援< > 要介護< > ○認定結果がでていない	年 月 日から 年 月 日まで
	(ふりがな)	調査・主治医・特記・結果	要支援< > 要介護< > ○認定結果がでていない	年 月 日から 年 月 日まで
	(ふりがな)	調査・主治医・特記・結果	要支援< > 要介護< > ○認定結果がでていない	年 月 日から 年 月 日まで
	(ふりがな)	調査・主治医・特記・結果	要支援< > 要介護< > ○認定結果がでていない	年 月 日から 年 月 日まで
	(ふりがな)	調査・主治医・特記・結果	要支援< > 要介護< > ○認定結果がでていない	年 月 日から 年 月 日まで
	(ふりがな)	調査・主治医・特記・結果	要支援< > 要介護< > ○認定結果がでていない	年 月 日から 年 月 日まで

## 記載事項

1 「希望資料欄」には希望するものを○で囲むこと。

資料提供希望日	月 日 ( 午前 ・ 午後 )
---------	--------------------

受理日	受理者

# 資料交付申請書

山口市長 様

申請者 事業所住所  
事業所名  
担当者名  
電話番号

下記の者については、当施設入所者であり介護サービス計画作成に必要であるため、資料の交付を申請します。

被保険者番号	被保険者名	希望資料	要介護度区分	認定期間
	(ふりがな)	調査・主治医・特記・結果	要支援< > 要介護< > ○認定結果がでていない	年 月 日から
				年 月 日まで
	(ふりがな)	調査・主治医・特記・結果	要支援< > 要介護< > ○認定結果がでていない	年 月 日から
				年 月 日まで
	(ふりがな)	調査・主治医・特記・結果	要支援< > 要介護< > ○認定結果がでていない	年 月 日から
				年 月 日まで
	(ふりがな)	調査・主治医・特記・結果	要支援< > 要介護< > ○認定結果がでていない	年 月 日から
				年 月 日まで
	(ふりがな)	調査・主治医・特記・結果	要支援< > 要介護< > ○認定結果がでていない	年 月 日から
				年 月 日まで
	(ふりがな)	調査・主治医・特記・結果	要支援< > 要介護< > ○認定結果がでていない	年 月 日から
				年 月 日まで
	(ふりがな)	調査・主治医・特記・結果	要支援< > 要介護< > ○認定結果がでていない	年 月 日から
				年 月 日まで
	(ふりがな)	調査・主治医・特記・結果	要支援< > 要介護< > ○認定結果がでていない	年 月 日から
				年 月 日まで
	(ふりがな)	調査・主治医・特記・結果	要支援< > 要介護< > ○認定結果がでていない	年 月 日から
				年 月 日まで

### 記載事項

1 「希望資料欄」には希望するものを○で囲むこと。

資料提供希望日	月 日 ( 午前 ・ 午後 )
---------	--------------------

受理日	受理者

資料交付申請書（事業所等用）

年 月 日

山口市長 様

申請者 事業所住所  
事業所名  
担当者名  
電話番号

下記の者については、当施設入所（申込み）に当たり下記資料が必要となるため、資料の交付を申請します。

被 保 険 者	氏 名			
	被保険者番号		生年月日	
	住 所			
必 要 な 資 料	<input type="checkbox"/> 認定調査票（概況調査・基本調査）			
	<input type="checkbox"/> 認定調査票（特記事項）			
	<input type="checkbox"/> 主治医意見書			
	<input type="checkbox"/> 介護認定判定結果（二次判定結果）			
	介護区分： 認定の有効期間： 年 月 日から 年 月 日まで			

【 注意事項 】

- 1 必要な資料については、希望資料を選択すること。
- 2 申請にあたっては、入所の意を表する書類を添付すること。（窓口申請の場合は原本を提示。郵送申請の場合は写しを提出。）

受理日	受理者

資料交付申請書（本人・介護者等用）

年 月 日

山口市長 様

申請者 請求者住所  
請求者名  
電話番号

下記の被保険者について、介護（予防）サービス計画作成または施設入所申込みに必要なため、下記資料の交付を申請します。

被 保 険 者	氏 名			
	被保険者番		生年月日	
	住 所			
必 要 な 資 料	<input type="checkbox"/> 認定調査票（概況調査・基本調査） <input type="checkbox"/> 認定調査票（特記事項） <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 介護認定判定結果（二次判定結果） <u>介護区分：</u> 認定の有効期間： 年 月 日から 年 月 日まで			
	使 用 目 的	<input type="checkbox"/> 介護サービス計画作成 <input type="checkbox"/> 施設入所申込み		

注意事項

- 必要な資料については、希望資料を選択すること。
- 施設入所申込みの場合は、施設入所の申込みがわかる資料を添付すること。

受理日	受理者

市 確 認 欄

本人確認	番号確認(本人)	身元確認(本人/代理人)	代理権確認
	<input type="checkbox"/> 個力 <input type="checkbox"/> 通力 <input type="checkbox"/> 住民票(番号有) <input type="checkbox"/> 住基確認 <input type="checkbox"/> その他	1点 <input type="checkbox"/> 個力 <input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 運経 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 障手 <input type="checkbox"/> 在留 <input type="checkbox"/> 住力(写真有) <input type="checkbox"/> 社員証(写真有) <input type="checkbox"/> その他 2点 <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 介 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 住力(写真無) <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 被保険者証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 戸籍等 <input type="checkbox"/> 委任状・委任欄 <input type="checkbox"/> 身元確認書類(本人) <input type="checkbox"/> その他